

[事案 29-369] 入院給付金支払請求

・令和元年 7 月 16 日 和解成立

<事案の概要>

担当者から誤った説明を受けたこと等を理由に、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

腹膜がんを原因として入院・手術したので、昭和 60 年 6 月に契約した終身保険の入院特約等にもとづき入院給付金を請求したところ、同入院が 20 日以上継続していないことを理由に支払われなかったが、以下等の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 配偶者が、担当者本入院の前の入院後に、再度入院する予定であることを伝えたところ、
担当者は、前回入院の退院後 120 日以内に再度入院するのであれば、入院日数にかかわらず、入院給付金が支払われると複数回説明し、また、本入院中にも同様の説明を行った。
これを信じたことから、病院側の勧めを断り、無理に早期に退院した。
- (2) 約款では、間隔が 180 日以上空いていない同一疾病を原因とする複数回の入院は 1 回の入院とみなされる。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 担当者が申立人の配偶者に対して誤った説明を複数回行ったことは認めるが、契約内容は約款により決定されるものであり、約款に基づく、入院日数が 20 日以上継続した入院に対してのみ疾病入院給付金等が支払われることから、本入院は支払対象外とせざるを得ず、また、担当者による誤説明によって申立人に損害が生じた訳ではない。
- (2) 申立人が指摘する約款の条項は、入院給付金の支払限度の適用についての規定であり、支払理由についての規定ではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院に関する経緯等を把握するため、申立人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社が給付金を支払うべきとは認められないものの、以下の理由および紛争の早期解決の観点から、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 入院の必要性は医学的に判断されるべきものであるが、本件においては、担当者の誤説明により、本入院の退院時期の決定に影響が及んだ可能性があることは否定できない。